

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 5 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 28 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表水俣市の項中

市長部局	本庁 福祉事務所 総合医療センター 湯の児病院	部長 部次長 課長 総務課長補佐 財政課長補佐 行政係長 秘書係長 職員係長 財政係長 所長 院長 副院長 事務部長 事務部次長 診療部長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課長補佐 総務係長 院長 副院長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 事務課長補佐 総務係長
収入役室		課長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 教育次長 課長 審議員 学校給食センター所長 教育総務課長補佐 総務係長 校長 教頭 校長 教頭

」を

市長部局	本庁（会計課を含む。） 福祉事務所 総合医療センター 湯の児病院	部長 部次長 課長 総務課長補佐 財政課長補佐 行政管理室長 行政管理室次長 秘書係長 財政係長 所長 院長 副院長 事務部長 事務部次長 診療部長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課長補佐 総務係長 院長 副院長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 事務課長補佐 総務係長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 教育次長 課長 学校給食センター所長 教育総務課長補佐 総務係長 校長 教頭 校長 教頭

」に改め、同表菊

水町の項中

町長部局	本庁 老人ホーム 保育所 病院	課長 審議員 施設長 所長 院長 副院長 事務長 医局長 部長 総看護師長
------	--------------------------	---

」を